

2023年4月28日

団体傷害補償制度ご加入者各位

三井住友海上火災保険株式会社
公務第二部 日本郵政室

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更を踏まえた補償の取扱いについて

拝啓 新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。特に罹患された皆さまには一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、日本郵政グループ「団体傷害補償制度」における基本補償〔ケガの補償〕では、現在、特定の感染症に感染された場合に後遺障害・入院・通院を補償する特約において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」といいます。)上の、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」および「指定感染症」に加え、感染症法第6条第7項第3号に規定する「新型コロナウイルス感染症」を補償対象としております。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、医師の指示により臨時施設または自宅にて療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払い対象とする特別取扱(以下、「みなし入院」といいます)を実施しており、2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを継続しております。

今般、政府により、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。これらを踏まえ、特定の感染症に感染された場合において、新型コロナウイルス感染症は、下記の取扱いとなりますのでご案内します。

敬具

記

1. 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約の取扱いについて

(1) 実施時期・内容

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日に「五類感染症」へ分類変更されることで、感染症法第6条第7項第3号に規定するものに該当せず、約款上の(注1)の条件を満たさなくなるため、補償対象外となります。

尚、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、補償対象となります。

(2) 約款上の「特定感染症」の定義

用語	説明
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ①一類感染症 ②二類感染症

	③三類感染症 ④新型コロナウイルス感染症（注1） ⑤指定感染症（注2） （注1） <u>新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u> （注2）指定感染症は、（後略）
--	--

2. 「みなし入院」の取扱いについて

(1) 実施時期・内容

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月8日に「五類感染症」へ分類変更されることで、新型コロナウイルス感染症について入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		2022年9月25日以前に診断された場合	2022年9月26日から2023年5月7日までに診断された場合	2023年5月8日以降に診断された場合
入院された場合 (約款におけるお取扱い)		○ お支払対象	○ お支払対象	※1
みなし入院の場合 (特別なお取扱い)	重症化リスクの高い方※2	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外	× お支払対象外

※1 基本補償〔ケガの補償〕：× お支払対象外 / 病気オプション：○ お支払対象 となります。

※2 「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65才以上の方」・「入院を要する方」・「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」・「妊婦の方」になります。

以上